

【アメリカ】2018年農業法

専門調査員 海外立法情報調査室主任 廣瀬 淳子

* 2018年12月20日に、2018年農業法が成立した。2014年農業法の基本的な政策を引き継ぎ、主要な農業や食料政策等の基礎となる包括的な法律である。

1 概要

2018年農業法(Agriculture Improvement Act of 2018, P.L.115-334)¹は、2014年農業法(Agriculture Act of 2014, P.L.113-79)²に続き、2019会計年度から2023会計年度までの今後5年間の価格・所得補償、栄養補助、農地保全、輸出促進、地域開発等の農務省の主要プログラムを拡充・延長する、全12編で構成される包括的な法律である。

予算総額は、今後5年間では4280億ドル、2028年度までの今後10年間では8670億ドルに上る³。予算の約4分の3を占めるのが、補充的栄養支援プログラム(Supplemental Nutrition Assistance Program: SNAP)である。

2014年農業法から大きな改革はされず、基本的にはその政策を延長し、技術的な改正を行うものである。連邦議会での審議の最大の論点はSNAPの削減であったが、最終的に削減は見送られた。SNAPの受給者は、2018会計年度で約4030万人で、2013会計年度以降減少傾向にある。また、産業用大麻(hemp)の生産が合法化された。

2 主要な内容

第1編 農産物

- ・主要農産物である、小麦、トウモロコシ、大豆、ピーナッツ、米、乳製品、砂糖等に対して、2014年農業法の農産物の価格損失補償プログラム(Price Loss Coverage: PLC)及び農業リスク補償プログラム(Agricultural Risk Coverage: ARC)を再授権し、プログラムの利便性を高める等の改正をする。
- ・災害支援プログラム(Disaster Assistance Program)の対象を柔軟に拡大できるようにする。

第2編 保全

- ・農家や酪農家が、その生産性を改善する目的等で利用できる、主要な保全プログラムである土壌保全プログラム(Conservation Reserve Program: CRP)、環境改善奨励プログラム(Environmental Quality Incentives Program: EQIP)、保全ステewardシッププログラム(Conservation Stewardship Program: CSP)等を再授権する。また、プログラムをより利用しやすくする、官民連携を促進する等の改正を行う。

第3編 通商

- ・国際食料安全保障プログラムである、平和のための食料援助プログラム(Food for Peace: FFP)、

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年6月12日である。

¹ Agriculture Improvement Act of 2018. <<https://www.congress.gov/115/bills/hr2/BILLS-115hr2enr.pdf>> 従来から農業法と略称されてきたため、本稿でも「農業法」とする。

² Agriculture Act of 2014. <<https://www.congress.gov/113/plaws/publ79/PLAW-113publ79.pdf>>

³ CBO, "H.R. 2, Agriculture Improvement Act of 2018, Cost Estimate," December 11, 2018. <https://www.cbo.gov/system/files/2018-12/hr2conf_0.pdf>

発展のための食料援助プログラム（Food for Progress）等への米国産食料支援等を継続する。

- ・短期輸出信用保証計画（GSM-102）、施設整備信用保証プログラム（Facility Credit Guarantee Program: FGP）等を延長する。

- ・従来からの輸出市場拡大プログラムである、市場アクセスプログラム、海外市場開発協力プログラム、振興市場プログラム、園芸作物技術支援プログラムの4つを統合し、農業通商促進助成プログラム（Agricultural Trade Promotion and Facilitation Program: ATPFP）とした。

第4編 栄養

- ・低所得世帯向けのSNAPを再授権し、不正受給防止策等を追加する。また、緊急食料援助プログラム（Emergency Food Assistance Program: TEFAP）、農産物補完食料プログラム（Commodity Supplemental Food Program: CSFP）、高齢者産直市場栄養プログラム（Senior Farmers' Market Nutrition Program: SFMNP）などの他の主要プログラムも継続する。

第5編 保証

- ・農家等への政府による直接融資を提供し、民間の融資に対しては政府が保証する。

第6編 地方開発

- ・地方の産業創生・振興プログラム、住宅や発電、上下水道等の地域社会資本整備プログラム等の各種地域開発プログラムを再授権する。

- ・高速ブロードバンドへのアクセスを改善するための補助金等を新設する。

第7編 研究

- ・農務省の主要農業研究及び教育プログラムを再授権する。

第8編 森林

- ・農務省森林局の主要森林管理プログラムを再授権する。

第9編 エネルギー

- ・2014年農業法の9つのエネルギー関係のプログラム等を改正の上、再授権し、各種補助金や融資の保証により、農家や農村地域における再生可能エネルギーの開発等を促進する。

- ・炭素利用バイオガス教育プログラムを新設する。

第10編 園芸

- ・農務省が認定した有機栽培食品の生産支援を拡充する。

- ・産業用大麻の栽培等の新たな規制や監視の枠組みを定める。

第11編 穀物保険

- ・連邦穀物保険の基本的な枠組みは、連邦穀物保険法⁴で規定されており、各年の農業法で改正が加えられてきた。2018年農業法では、リスク管理手法の改革や保険の対象範囲の拡大等が図られた。

第12編 雑則

- ・家畜、家禽の大規模伝染病対策を強化する。

- ・規制物質法⁵を改正し、規制の対象となっていた大麻（marijuana）の定義から産業用大麻を除外し、その栽培や販売等を合法化する。

⁴ Federal Crop Insurance Act of 1980, P.L.96-365.

⁵ Controlled Substances Act, P.L.91-513. <<https://www.deadiversion.usdoj.gov/21cfr/21usc/>>